

特別養護老人ホーム 太陽の丘

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(倉敷市指定第3370204251号)

当事業所はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。事業所の概要、提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

目次

1. 事業者の概要
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 介護保険の給付対象となるサービス
6. サービス利用料金
7. 介護保険の給付対象とならないサービス
8. 利用料金のお支払方法
9. 協力医療機関
10. 事故発生・急変時の対応について
 11. 非常災害時の対応
 12. 医療機関の受診及び入院
 13. 身体拘束
 14. 入所時の留意事項
 15. 苦情受付

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 薫風福祉会
(2) 法人所在地 岡山県倉敷市連島町西之浦3390番地
(3) 電話番号 086-440-5155
(4) 代表者氏名 理事長 平木 章夫

2. 事業所の内容

- (1) 事業所名 特別養護老人ホーム 太陽の丘
(2) 所在地 岡山県倉敷市連島町西之浦3390番地
(3) 電話番号 086-440-5155
(4) 事業内容 指定介護老人福祉施設
(5) 事業所番号 倉敷市指定第3370204251号
(6) 開設年月日 平成17年12月1日
(7) 事業所の運営方針

事業所は、介護保険法に従い、入所者が、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、入所者の心身の機能の維持並びに入所者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- (8) 利用定員 50人

- (9) 居室等の概要

当事業所では以下の施設・設備をご用意しています。利用される居室は、一人部屋です。厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設、設備です。この施設・設備の利用にあたって、入所者に特別にご負担いただく費用はありません。

居室・設備の種類	室 数	備 考
1人部屋	50室	トイレ・洗面台
ユニット	5ユニット	リビングダイニング
浴 室	4室	家庭浴 3室 特浴 1室
医務室	1室	静養室兼ねる
パブリックスペース	1室	
トイレ	各居室・共用トイレ3室	車椅子対応

3. 職員の配置状況

当事業所では、入所者に対して介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況

職種	現員数	業務内容
1. 管理者	1名	施設の業務を統括します。
2. 医師(嘱託医)	1名	診療・健康管理を行います。
3. 生活相談員	1名以上	生活相談・受け入れ・連絡調整等を行います。
4. 介護職員	20名以上	日常生活の介助・援助を行います。
5. 看護職員	3名以上	診療の補助・健康管理を行います。
6. 機能訓練指導員	1名以上	機能の改善・減退防止の指導訓練を行います。
7. 管理栄養士	1名	食事業務全般と栄養指導を行います。
8. 調理員	業務委託	給食業務に従事します。
9. 事務職	必要数	庶務および会計事務を行います。
10. 介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画を作成します。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、入所者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- 1. 利用料金が介護保険から給付される場合
- 2. 利用料金の全額を入所者に負担いただく場合

があります。

5. 介護保険の給付対象となるサービス

(1) 介護サービス計画(ケアプラン)の立案

・入所者および家族の意向を踏まえた上で、介護支援専門員が介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。

(2) 食事(但し、食材料費は別途いただきます。)

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入所者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入所者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食：8時00分、昼食：12時00分、夕食：17時30分

(3) 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

(4) 排泄

- ・排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(5) 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入所者の心身の状況に応じて軽作業、趣味活動による日常生活動作の訓練を行います。

(6) 健康管理

- ・医師または看護師は、常に入所者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとります。

(7) 環境整備

- ・シーツ交換や環境整備等の生活環境の整備を行います。

(8) その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えが行われるように援助します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。

6. サービス利用料金

下記の料金表によって、介護報酬告示上の額にご契約者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が自己負担となり、残りの額が介護保険から給付されます。併せて利用者負担段階該当の居住費・食事代が自己負担となります。

＜基本施設サービス費＞

令和6年4月1日 改正

利用者の要介護度	単位	1日当たりの負担金（1割）
要介護1	670 単位 / 日	670 円 / 日
要介護2	740 単位 / 日	740 円 / 日
要介護3	815 単位 / 日	815 円 / 日
要介護4	886 単位 / 日	886 円 / 日
要介護5	955 単位 / 日	955 円 / 日

(負担金は、負担割合証に記載された負担割合により、変わります。)

※入所者にまだ要介護認定結果がでていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い

戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入所者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

その他の加算料金（負担割合証により変更あり。下記1割負担の単位数）

令和7年4月1日 改正

加算項目	内容	単位数/1日
初期加算	入所日から30日以内の期間および30日以上の入院後の再入所も同様(30日が上限)	30
外泊時費用	病院等に入院を要した場合および外泊をした場合(月6日が上限)	246
日常生活継続支援加算	介護福祉士の数が入所者 6 に対し 1 以上。	46
	新規者の要介護 4・5 の割合が 70% 以上	
看護体制加算Ⅰイ	常勤の看護師を配置	6
看護体制加算Ⅱイ	基準を上回る看護職員の配置	13
生活機能向上連携加算Ⅱ	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合	200/月
ADL維持等加算Ⅰ	利用者の日常生活動作(ADL)をバーセルインデックスという指標を用いて、6ヶ月ごとの状態変化がみられた場合	30/月
ADL維持等加算Ⅱ		60/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	110/月
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、計画的に管理を行った場合	3/月
褥瘡マネジメント加算Ⅱ		13/月
排せつ支援加算Ⅰ	排泄障害のため、排泄介助を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合	10/月
排せつ支援加算Ⅱ		15/月
自立支援促進加算	医師等と連携し、利用者の自立を促す取組を推進した場合	280/月

科学的介護推進体制加算	さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合	50/月
安全管理体制加算	安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	20/初回のみ
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合	11
療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合	6/回
経口移行加算	経口移行計画に同意された場合	28
経口維持加算Ⅰ	経口維持計画を作成し、管理栄養士が栄養管理を行う	400/月
経口維持加算Ⅱ	経口移行加算Ⅰの会議に医師、歯科医師等が加わる	100/月
再入所時栄養連携加算	再入所時に以前と大きく異なる栄養管理が必要な場合	200/回
高齢者施設等感染対策向上(Ⅰ)	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上、施設内で感染者の療養を行うことや他の入所者等への感染拡大を防止するための適切や対応や研修、実地指導を受ける場合	10/月
高齢者施設等感染対策向上(Ⅱ)	介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組を行う場合	5/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する場合	10/月
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	退所する者の必要な情報と検査の結果、薬歴、退所後の治療計画等を添付し、情報提供を行う場合	50/月
退所時情報提供加算	退所する者の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるように情報提供を行う場合	250/回
退所時栄養情報連携加算	新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者の療養を施設内で行う場合	70/回
新興感染症等施設療養費	240/日(連続する5日/月)	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護現場で働く介護職員の処遇を改善する場合	総単位数の14.0%

＜居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)＞

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。
なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(日額)

令和7年5月1日 改正

対象者	区分	居住費	食費
生活保護受給者			
世帯全員が市町村民税非課税者(世帯を別にしている配偶者を含む)かつ各段階による預貯金等の資産の状況による	・老齢福祉年金受給者	第1段階	880 300
	・本人年金収入等が合計で年間80万円以下の方	第2段階	880 390
	・本人年金収入等が合計で年間80万円超120万円以下の方	第3段階 ①	1,370 650
	・本人年金収入等が合計で年間120万円超の方	第3段階 ②	1,370 1,360
上記以外の方	第4段階	2,150	1,650

7. 介護保険の給付対象とならないサービス費用

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります。

(1) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等入所者の日常生活に要する費用で入所者に負担いただくことが適当であるものはその実費をご負担いただきます。

(2) 理髪サービス

希望者に対して、理美容師の出張によるサービスをご利用いただけます。

(3) 教養娯楽・クラブ活動費

希望者に対して、各種クラブ活動や新聞等の購入などの個人の選択にかかる費用となります。

(4) 通院・入院費用

医療保険制度による自己負担分及び予防接種料金・検査料金

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

※実費部分については、施設の方で立て替え、利用料と一緒に請求いたします。

※預かり金は一切いたしません。全て立て替えた後に、請求いたします。

8. 利用料金のお支払方法

前記の料金・費用は1ヶ月ごとに区切り、翌月12日前後に当該月の利用料金をお知らせいたしますので、27日までにご利用期間分の合計金額をお支払いください。お支払方法は各金融機関（銀行・郵便局・JA・信用金庫）による引き落としか施設へ持参若しくは、本会指定口座への振込のいずれかにてお願いします。

※1ヶ月に満たないサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

※口座振込みの場合、振り込み手数料はご負担願います。

9. 協力医療機関

(1) 内科（嘱託医）

- ・名称 : 医療法人水清会 水島第一病院
- ・所在地 : 岡山県倉敷市神田2丁目3-33
- ・電話番号 : 086-444-5333

(2) 歯科

- ・名称 : 医療法人水清会 水島第一病院
- ・所在地 : 岡山県倉敷市神田2丁目3-33
- ・電話番号 : 086-444-5333
- ・名称 : 医療法人財団 プライムケア岡山
- ・所在地 : 岡山市南区植松523-4
- ・電話番号 : 086-485-2200
- ・名称 : 医療法人優心会 岡山大塚歯科医院
- ・所在地 : 都窪郡早島町前潟153-2
- ・電話番号 : 086-480-0077

10. 事故発生・急変時の対応

(1) 事故発生時の対応

事故防止には、最善を尽くします。万が一、事故が発生した場合は、以下の点に留意して対応させていただきます。

- ・事故が発生した場合、事前に決めていただいている緊急連絡先へ速やかに連絡します。必要に応じて、各関係機関にも連絡します。
- ・事故原因を調査した結果に基づいて、ご家族等に発生状況やその後の対応について説明いたします。
- ・事故後の対応にあたっては、誠意をもって対応します。
- ・入所者の生命・身体に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに入所者に対して損害を賠償します。但し、入所者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または損害額を軽減されることがあります。

(2) 急変時の対応

- ・受け入れ病院は嘱託医療機関もしくは、他の医療機関または、契約時の際に決めている指定された医療機関となります、その他の医療機関への搬送もあり得ます。
- ・救急搬送の際は、可能な限り事前にご家族へ連絡をお取りしますが、状況によっては、事後となる場合がございます。
- ・入所者の状態によっては、搬送先医療機関での緊急入院もあり得ますことをご理解ください。
- ・急変時の対応につきましては、全て嘱託医の判断・指示にて行います。

11. 非常災害時の対応

(1) 非常時の対応

- ・別途定める「特別養護老人ホーム 太陽の丘 消防計画」にのっとり、対応いたします。

(2) 平常時の訓練

- ・別途定める「特別養護老人ホーム 太陽の丘 消防計画」にのっとり、年間2回以上、夜間および日中を想定した避難訓練を行います。

(3) 防火設備

スプリンクラー	：あり	非常警報設備	：あり
消火器	：あり	誘導灯	：あり
非常階段	：あり	消防署へ通報する	
自動火災報知設備	：あり	火災報知設備	：あり
防火扉	：あり	防火カーテン	：あり
屋内消火栓	：あり		

1 2. 医療機関への受診及び入院

(1) 受診

- ・入所中に、契約時又は利用開始時と著しく異なる心身の状況が認められた場合や他の入所者への影響が懸念される症状が認められた場合には、急変時以外でも、嘱託医の判断により医療機関を受診することがあります。
- ・受診のための送迎及び付き添いは介護職員、看護職員等が同行します。ただし、状況等によっては、ご家族様へ受診、付き添いをお願いすることもありますのでご了承ください。
- ・ご家族で都合により送迎できない場合は、介護タクシーを利用していただくか、事業所と協議したうえで送迎方法を決定します。

(2) 入院

- ・医療機関に入院された場合の当事業所への再入所時期は、入院先医療機関の主治医の判断によります。
- ・入院後概ね三ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びそのご家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与します。
- ・入院中に居室をショートステイ用に使わせていただくことがあります。その際は、事業所からご説明したうえで、書面により同意を得ます。
- ・入院中に退所しない場合は、居住費等の費用が期間に応じて発生します。

1 3. 身体拘束

- ・入所中のサービス提供にあたっては、別に定める身体拘束廃止マニュアルに基づいて、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束・行動制限等を行いません。
- ・身体拘束廃止マニュアルに基づいて、緊急やむを得ない場合は同意書を作成し身体拘束を実施します。
- ・再検討カンファレンスを開催して、緊急やむを得ない場合の身体拘束に対して実施継続の判断をするとともに、常にその解除のための検討を行います。

1 4. 高齢者虐待防止

- ### (1) 当事業所は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため以下の点の措置を講じます。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - ・虐待防止のための指針を整備します。
 - ・職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します
 - ・上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。
 - ・入所者及びご家族からの苦情処理体制を整備します。

- ・成年後見制度の利用支援を行います
- (2) 当事業所は、サービス提供中に、当事業所職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.5. 入所時の留意事項

(1) 面会

面会について以下のことをご了承ください。

- ・ご面会の際には、事務所受け付けに設置してある「面会票」にご記入のうえ面会入所者が居られるフロアの職員にお渡しください。
- ・面会時間は概ね、19時までとさせていただきます。
- ・入所者の中には、飲み込みの悪い方、食物のコントロールができない方、腐敗の判断ができない方、医師および管理栄養士から食事に対して指導を受けている方などがおられますので、持込を禁止する場合がありますので、ご了承ください。

(2) 外出・外泊

- ・事務所もしくは、各フロアにて所定の届出用紙にご記入ください。
- ・所定の届出を提出していただければ、いつでも外泊、外出いただけます。
- ・外泊、外出時の送迎はご家族にてお願いします。

(3) 喫煙・飲酒

- ・施設内での喫煙・飲酒は禁止しています。

(4) 居室・設備・器具の利用

- ・施設内の居室や設備、器具は本来の利用方法に従ってご使用、ご利用ください。
- ・不適切な用法により破損等が生じた場合には、賠償していただくことがございます。

(5) 金銭管理

- ・事業所では、入所者の預金通帳の管理および預かり金などの金銭管理を行っておりません。全て、立替金にて対応いたします。
- ・入所者個人による金銭の所持はできる限りご遠慮ください。紛失等による責任は一切負いません。

(6) 所持品の持込について

- ・火器及び刃物の持ち込みは原則禁止させていただきます。
- ・居室に持ち込まれた冷蔵庫等の電気代はかかりません。
- ・全ての持込物に名前を記入してください。事業所の過失による以外の紛失の責任は一切負いません。

(7) 居室について

- ・入所者の状態像により、居室の変更をする事があります。

(8) その他

- ・騒音等、他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。テレビの音量を大きくする場合は、イヤホン等をご持参ください。
- ・他の入所者の居室等にむやみに立ち入らぬようお願いします。
- ・施設内での他の入所者および職員に対する宗教活動および政治活動は、ご遠慮ください。
- ・施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

16. 苦情受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口：担当者 廣田 裕美 「職名」生活相談員
- ・受付時間：8：30～17：30
- ・電話番号：086-440-5155

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山県国民健康保険団体連合会 ※対応時間 土・日・祝日を除く 8：30～17：00	岡山市北区桑田町 17-5	086-223-8811
岡山県社会福祉協議会	岡山市北区南方 2-13-1	086-226-2822

市町村	担当課	住所	電話番号
倉敷市	介護保険課 ※対応時間 土・日・祝日を除く 8：30～17：15	倉敷市西中新田 640	086-426-3343
岡山市	介護保険課	岡山市北区鹿田町 1-1-1	086-803-1240
玉野市	長寿介護課	玉野市宇野 1-27-1	0863-32-5534
総社市	長寿介護課	総社市中央 1-1-1	0866-92-8369
笠岡市	長寿支援課	笠岡市中央町 1-1	0865-69-2139
井原市	介護保険課	井原市井原町 311-1	0866-62-9519
浅口市	高齢者支援課	浅口市鴨方町鴨方 2244-26	0865-44-7113
早島町	健康福祉課	都窪郡早島町前瀬 360-1	086-482-2483
里庄町	健康福祉課 介護保険係	浅口郡里庄町里見 1107-2	0865-64-7232
矢掛町	福祉介護課	小田郡矢掛町矢掛 3018	0866-82-1026

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、契約書および本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者

特別養護老人ホーム 太陽の丘

職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から契約書および重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に同意しました。また、より良い指定介護老人福祉施設サービスを受けるため、サービス担当者会議等において、事業者が把握している個人情報（現在利用しているサービスの種類とその利用回数、サービスに対する本人の希望、家族状況、病状、本人の身体状況、住居等の状況等）を用いることに同意します。

令和 年 月 日

入所者氏名

署名代行者

(家族代表者氏名)

本人との関係 ()

代筆の理由

[]

(事業者)

住 所 岡山県倉敷市連島町西之浦 3390

法 人 名 社会福祉法人 薫風福祉会

代表者氏名 理事長 平木 章夫